

説明をさせていただきたいと存じます。

平成二十五年度の改正におきましては、今般の調査で適用件数が少ないじゃないかということでは、有効性に乏しいと考えられますことから、特定高度通信設備の特別償却制度のようなものは廃止をさせていただいております。理由は簡単で、適用件数がゼロ件だったからです。したがって、これは廃止ということにさせていただいております。

また、特定再開発建築物等の特別償却制度のよう、複数種の対象建物のうち、政策効果が認められないものというものを対象から除外するなど、適用実績を踏まえて削減を図つたものもございます。この中には、範囲からバリアフリー法の特別特定建築物を除外する等々などをさせていただいております。

また、離島・半島振興地域対策におけるます工業用機械の特別償却制度につきましては、従来の企業誘致に重きを置いておりました政策から、地場産業の育成を視野に入れた政策への転換を図りつつ、各市町村の産業振興計画に基づいた制度に改組、つくり替えたところもございます。

これは、産業振興法に基づいて機械などを取得した場合においては、いわゆる五年間の普通償却ができるという制度に改組しております。従来で、取得の一〇%、若しくは建物ですと六%だつたんですが、これはそういった形で組み替えさせていただきましたが、これはやがて情報に基づいてこの形に替えたところもございます。

また、海外にもこれが適用されている部分もござりますので、海外の探鉱準備金制度のようものは、いわゆる要件の緩和の拡充を行つたといふことがあります。これは、国内の金属鉱山件数が大幅に減少しておりますので、そういったこと

に鑑みまして、ボーリングとか等々、新鉱床の探

鉱費というものをいろいろな形で海外に有してお

りますものに関しましてはいろいろこれ利用でき

るようについて、いわゆる適用実態調査の

結果を踏まえ、個々の制度の状況に応じて対応を行つているところでありまして、今後ともこれ

は大いに活用をさせていくべきものだと。

この制度 자체はもとと、我々、情報を基にして

対応を考えてしかるべきものだと思って、大いに

利用されかかるべき調査だと思つております。

○尾立源幸君 今お話しいただいたのは一部だと

は思うんですけども、私も、議員になつてから

全部の特典を一回ヒアリングしたことございま

す、三百近くですね。それで、要求省庁はいろん

な理屈をこねて、これだけの減税をしてもらえば

こんな効果があるんだということを定量的じやな

くて定性的に主張をされるわけです。定量とい

るのは一部入っていますけれども、これはあくまで

も仮定の仮定に基づくような話ばかりで、た

だ、じゃそれを明確に否定する根拠があるかとい

うと、それもないんですね。

そういう意味で、今回初めて実態が出てきたと

いうのは、査定当局である財務省が中心だと思い

ますが、と要求省庁がしっかりとこの数字を基に有効性があるのかどうかを含めて検討できる、私は

これはいいソールだと思っております。

そういう意味で、是非この適用実態調査報告書を更に活用を私はしていただきたいと思いますし、これを役所の中にとどめておくだけではもう

たいないと思っております。これはやはり国民みんながしっかり監視をするという意味で、安倍総理ですか、おっしゃった、民活力の爆発ということも言つていていますので、様々な学識経験者やまた

議論して、本当に有効な租特というのはどういうものかということを、それを国民が議論すること

が私は大事なことだと思っております。

そういう意味で、一つお願いなんですか、私は、私もいたいたデータはまたすごい膨大なデータになつておりますので、これ紙ベースでしか

ないんですね。そこで、私がお願いしたいのは、これは宝の持ち腐れにならないように、せつかく

有効なデータなわけですから、広く効果的に利用

していただけるように、是非この紙ベースのデータを電子データという形で提供していただけよ

うに私はお願いしたいと思います。

そのためには国税庁のシステムを少し改良しな

きやいけないということなんですか、是非、先ほど大臣がおっしゃつた、この法律が意図

したことだと思いますので、多少お金は掛かります

けれども、是非エクセルなどの形で誰でも利用で

きるような形に加工していただきたいと思います

が、いかがですか。

○國務大臣(麻生太郎君) 御指摘のありましたこ

の報告書を、エクセルとかいろいろありますけれ

ども、データ形式で提供することについては、現

行のシステムで対応するというのはちょっととい

る困難なところがあるんですが、御指摘のよう

に、利用しやすい形に出す、提供するということ

は大変重要なことだと思っております。

ただ、お断りをしておきますが、今既に財務省

のホームページにおいては一応PDFファイルで

きちんとした形で掲載をいたしておりますので、

そういう意味で、全て紙というだけじゃなく

て、一応ホームページへ載せておるというのが今

現状でございます。

○尾立源幸君 承知いたしました。

それは、是非システム化をして、電子データ

が容易に利用できるような方向で是非検討いた

きたいと思います。

それともう一点、このデータを私も拝見をし

て、また仲間と様々な議論をする中で、一つこれ

は、減税額が多いトップテンという企業について

発表がされておりますが、これは法案作成の過程

ますけれども、ただ、無作為でその代わりに付けられた法人コードというものが公表をされております。

しかし、財務省にお聞きいたしますと、この法

人コードというのは毎年変えるんだと、こういう

ふうなことをおっしゃつているんですね。そうす

ると、せつかくデータが出てきたのに、毎年ころ

ころ変えられてしまうと、継続的な分析調査とい

うのができなくなってしまうのはもう大臣お分か

りかと思います。だから、個社の名前は別に出さ

なくて結構ですけれども、ある番号を付された企

業が、法人企業が、二年目はどうなんだ、三年目はどうなんだという経年の利用状況までしっかりと

把握できるように、その法人コードは変えてほし

くないんです。そのことを大臣にお願いをしたい

と思いますが、いかがですか。

○國務大臣(麻生太郎君) これはもう御存じのよ

うに、租税透明化法施行規則第五条第四項とい

うのがございまして、その中で、「法人ごとに、そ

の名称に代えて、当該法人を識別することができます

ないようにするために付された番号」というよう

に規定されておるのがそもそもその経緯であるとい

うことをまず御認識いただきました上で、この法

人コードというものは、今御指摘のありましたよ

うに、適用実態調査報告書の高額適用者上位十社

のリストにおいて、個人企業名を伏せつつ、ある

法人が複数の租税特別措置法の適用を受けている

場合は、それが分かるように企業名に代えてコー

ド名を付するというのをしているんですが、その

番号については分からぬないように無作為というこ

とになつております。

そして、当該法人が識別できないように付すこ

とが必要とされておりまして、この趣旨を徹底

する観点から毎年コード番号を変えておるという

のが実態でござります。そのため、個別の適用

状況に着目した経年変化の分析はできないとい

うことになつておりますのはもう御承知のとおり

で、その点も、この目的がそもそもそうなつてお

りますので御理解いただいておきたいところであ

ります。

いざれにいたしましても、この租税特別措置に着目をした適用状況に関しては、これは業種別、資本金のクラス別、また所得のクラス別の適用件数や適用額等について、経年変化も含めて、この点に関しては必要な分析、検証を行つてまいりますので、租税特別措置法の不断の見直しは今後とも行つていかねばならぬものだと、私どももそう思つております。

○尾立源幸君 不断の見直しを行つていかなきやいけないという最後のことは分かるんですけども、ちょっと途中がよく分からんんですねけれども。

個社が特定できないように企業名を出さないと、それは分かつておりますが、全く関係のない法人コードというのを付けました、それが一年目、三年目、引き続き使われることで、なぜその個社の名前と関連付けるんでしょうか。そのアトランダムの番号によつてなぜ、改めて申し上げますが、企業名が特定できるんでしようか。

○政府参考人（星野次彦君）お答え申し上げます。

各法人にコードを付けておるわけですから、法人名は直接は分からぬわけでござりますけれども、結局、特定の企業にコード番号を付けて、その番号が毎年毎年ずっと継続していくということになりますと、やはりその企業の行動、そのときの業況等々によって、結局このコード番号の企業は何かといふことがかなり類推されるのではないかといふふうに考えておりまして、そういう方針を持つておるわけです。

○尾立源幸君 これは、でも一方で透明化しなきゃいけないという趣旨があるわけですよね。その中で、例えばこれはある意味隠れ補助金、裏補助金というふうなこともずっとと言われ続けております。補助金であればしつかり名前は出されて公表までされるわけですねども、少なくとも今回

の法律では個社名は出さないということになつ

て、それが類推されるからといって、それはどうかわることでございますし、また、例えば取引企業の税務情報を開示することではないということは御理解いただけると思つております。この調査で租特の適用状況に係る個別企業の税務情報を公表するということになります。

適用実態調査の目的は租特の適用状況を悉的な調査に基づく統計として明らかにすることにございまして、個別企業の税務情報を開示することではないということは御理解いただけると思つておりますので、これは引き続き求めていきたいと思つております。

個社が特定できないように企業名を出さないといふふうな、その対象企業の経営環境にも影響を与えるおそれもあると考えておりまして、やはり慎重に検討すべきものと考えてござります。その点を御理解いただければと思つております。

○尾立源幸君 何百億という減税が現実にこれなされるんですよ。国民の税金がその企業にある意味、政策的な理由はあれど、つぎ込まれるわけですよ。それは補助金と何ら変わらないと思ってます。また、ひとしく広く減税があるといふならまだ分かりますが、先ほど大臣がおっしゃつたように、利用件数が少ないところもあつたわけですから、そういうことも踏まえると、これはどの減税をどういう企業がどう継続的に利用していくかといふふうに考えておりまして、そういうふうに考えておりまして、そういう方針を持つておるところでございます。

○国務大臣（麻生太郎君） これは元々の法律がで

あります。

こういつたので分かるようにすべきだ、補助金と同じじゃないかというのはちょっとこれ全然別の観点からの御意見だと思いますので、それはちょっと全然別にしていただかないとこの法律に基づいてということですとなかなか難しいんだと存じております。

○尾立源幸君 ちよつとかみ合いませんけれども、私はこれはきちっと法人企業コードというのは継続的に利用して、そして複数年で利用状況が分かるようにしていくことが私は大事だと思っておりますので、これは引き続き求めていきたいと思つております。

それでは、次の問い合わせいただきたいと思つますが、前回の審議で総合取引所の議論をさせていただきました。ここで、今日もお見えですが、平政務官が、東京商品取引所の天下りについて私が指摘をさせていただいたところ、どう見て異様な形だ、指定席というのは時代にそぐわない、こういうふうな政治家らしいお答えをいただいておるわけなんですけれども、さらに、総合取引所の実現に役所のOBボストが阻害することが絶対ないようにしつかり監視をしていきたいと、こう言つていただいております。これは大変心強く思つておるんですが。

それでは、この日本取引所グループが独自に商品先物市場をつくる際には、金融庁の認可に際し経産省の同意が必要となつております。これについて、現行の商品先物取引法で商品上場を行う場合の経産省の認可ではなく、金商法での上場を行う場合の金融庁の認可への同意について、同意する際の要件や判断要素、基準について定めた法律の条文があるのかどうか、まず平政務官にお聞きをしたいと思います。

○大臣政務官（平野明君） お答え申し上げます。

金融商品取引所が商品先物を上場する場合に、当該法人を識別することができないようになりますので、法律を執行する立場の私どもとしてはこのところをきちんと法律の趣旨にのつとつてこいつた形にさせていただいておるということです。

お尋ねの点でございますが、金融商品取引法上

は、商品所管大臣が同意する際の判断要素や基準についての定めた条文はありません。商品所管大臣の同意が要件とされたことは、商品の生産及び流通の円滑化という観点から上場の可否を検討する必要があるためであると認識をしております。

○尾立源幸君 ありがとうございます。

それでは、金商法での認可については、このように書いてあります。市場デリバティブ取引を公正かつ円滑にし、投資者を保護するために十分であることとの審査基準が定められております。仮にJPXが商品先物市場の認可を申請をする場合には、金融庁はこの基準で審査をすると考えてよいのかどうか、また、審査の結果、認可することになった場合に、同意を得るための経産省との協議によりどのようないくつかの判断が加味されると思定しているのか、寺田副大臣にお聞きしたいと思います。

○副大臣（寺田稔君） お答えをいたします。

仮に既存の金融商品取引所から商品デリバティ上場の認可申請があつた場合の御質問であります。

委員御指摘のとおり、金融庁といたしましては、改正金商法の規定に基づきまして、公正かつ円滑な取引の確保、また投資者保護などの観点から適切に審査をしてまいります。また、更に申し上げれば、清算業務の適正、確実な遂行という法文の規定に従いまして、この清算業務の適正遂行、ここも審査をいたします。

商品所管大臣は、この商品の生産及び流通への影響という観点、これ目的規定でありますが、について、この商品所管大臣が同意の判断をするものといふふうに考えられるわけであります。

しかしながら、この総合取引所については、現在、もう御承知のとおり、三省庁の合意によりまして、この既存の商品取引所が既存の金融商品取引所と併合、事業譲渡により統合することによります。商品所管大臣の同意を得た上で、金融担当大臣が認可を行うこととなつております。

○尾立源幸君 総合取引所は改めて言つまでもなく我が国にとつて重要なテーマでございます。金融厅による認可に際して、経産省が同意しないとの結果が出ないよう、金融厅の副大臣としてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

○副大臣(寺田稔君) 仮にその今のケース、すな

わち既存の金融商品取引所から商品デリバティブ上場の認可申請があつた場合、金融厅といしましては、あくまでこの改正金商法の規定に基づき適切に対応してまいりたい、そして我が国の市場取引の充実向上に資すように対応してまいりたいと思っております。

総合取引所の実現、これはもう本当に重要な課題でありまして、積極的に取り組んでいくということで、規制改革会議でも総合的な取引所の実現に向けて所要の整備に積極的に取り組むとされております。政府としても、早期実現に向け取り組んでまいりたいと思います。

○尾立源幸君 この夏以降にもそういう動きになると思いますので、是非よろしくお願ひしたいと

思います。

それでは、また話題は全然変わりますけれども、本来、安倍総理にお聞きしたいところなんですが、されども、副総理ということで政府のお考えを麻生大臣にお聞きしたいと思いますが、ここ数日、ニュースでも非常にいろいろよく取り上げられていてる問題でござります。

安倍総理は、先日、国民総所得の一人当たりを百五十万円増やすという、こういう発表をされました。GDPからGNPに基準を変更すること、その視点というのはよく私も分かります。しかし、所得を一人当たり百五十万円増やす、こういう見出しがマスコミでも出ておりました。記事の中身をよく読むと、所得じやなくて国民総所得を一人当たりということになるわけなんですねけれども、この見出しどうのは非常に誤解を招きやすい話だと思いますし、まさに優良誤認に当たる可能性があるのではないかと私は思つております。

だ。

そういうことで、このままこの言葉が独り歩きしますと、安倍政権は詐欺師だとまた後々言われかねないなど思つておつたんだで、しっかりと抗議されるのがいいんではないかと思つておつたん

ですけれども、ところがどうこい、先週の土曜日に総理自ら、十年間で平均年収を百五十万円増や

すと、こういうふうに街頭でもおっしゃつておられます。一体、本当の意味するところはどこにあるのか、聞いていて分からぬところなんですか

れども、副総理、どういうことなんでしょう。

○國務大臣(麻生太郎君) GNI、グロス・ナシヨナル・インカムの略、国民総所得というこ

にならうと存じますが、昔からこれはGDPと対

比されて使われる形で、先生のように経済学そこ

そこきちんと分かつておられる方というのはGN

Iという言葉は結構昔から使われていた言葉です

けれども、新聞に載つてきたのがつい最近とい

ことだと思いますので、昔から使われていた言葉

ではあります。それが一点。

〔委員長退席、理事金子洋一君着席〕

二つ目は、日本の場合は、間違いなく国民のいわゆる生産するというようなもので、物の輸出によると、輸出入による貿易というものを見ました場合に、輸出する製品の絶対量というものの内容が物すごく変わってきたのが一つ。

それから、日本というものが、経済が成熟するに伴いまして、日本の国が企業として、国家として、いろんなところに金を貸す、資本金として出

す、特許料が入つてくる等々の配当、利子、そう

いった特許料等々の入つてくるインカムというも

のも物すごく大きな額になつてきておりますの

で、少なくとも、今の場合は貿易収支より所得収

支の方が大きいというのは、昔は考えられない事

態になつてきておるのが今実態ですから。そう

いたものを考えますと、経済がこれだけ成熟

し、それに伴いまして金融というものが非常に大き

い要素を持つてきたときにおきましては、いわ

ゆるフロードけじやなくてストックでということ

もお答えのしようがないところであります。

になりますと、私どもとしてはそういうものに

よるインカムというものの方も非常に大きい。

それが企業に入つてきて、その企業は利益にな

りますので、その利益が給与に反映されていくと

いう形になるのが望ましいのであって、今のように

企業の内部留保だけで二〇一一年度、四百七十

兆ぐらいまで今この数年間で更に膨れ上がつてき

ておりますが、こういつたようなものが、企業の

物を売った収益だけではなくて金融所得によりま

すものもかなりの大きな要素を占めております。

それが配当に回る、また労働分配率を上げると

いうような形になつていくということで、結果と

して、それが企業の従業員に対する配分、利益の

配分イコール給与、それが結果として時間を掛け

てだんだんだん上がっていくという可能性と

いうのは、私はこれは非常に大きな要素なんだ

と思つておりますので、製造、物を製造するのを

もつてよしとしておりますけれども、それ以外の

ものの部分も計算いたしますと、GNIという考

え方は決して間違つてない考え方だと思つておりますし、百五十万というものは荒唐無稽な話だとも

思つておりません。

○尾立源幸君 私がお聞きしたかったのは、五百

十万という数字はいいんですけども、国民総所

得を一人当たりなのか、平均年収を一人当たりな

のか、それはどちらですかということを聞いて

いるんですね。国民総所得という意味では非常

に分かつておりますが、平均年収をという話にな

ると全く違う次元にこれストーリーが行くんです

けれども、その点、麻生大臣、分かつておられる

んですかね。

○國務大臣(麻生太郎君) 今のおっしゃること、

よく分かるところではありますけれども、先生、

池田内閣の所得倍増のときには生まれておられたか

どうか存じませんが、あのとき、あれがいくと

思った人は一人もいませんから。私はそのころま

さに生きていましたので、あれがいくと思つた人

は一人もいません。所得倍増って、えらい景気の

いい話だと思いましたけれども、本当になりまし

た。そういう意味で、やつてみなきや分からぬ

ところもある程度考えておいていただけれ

ばと思つて、我々は希望を持つて頑張りたいと

思つております。

○尾立源幸君 分かりました。

麻生副総理はよくお分かりになつてしまつて、是非、安倍総理とよく話し合つてください。とにかく、聞いている方としてははどう

かなと誤認をいたしますので、是非そこは

統一をしていただきたいと思います。

それでは次に、これも度々この場でも議論に

なつておりますグローバル企業の課税逃れの件で

ございます。

今年の五月にアップル社がアメリカで課税逃れを指摘されておりますし、またイギリスではスター・バックスが三年間で千五百三十六億円の売上げがありながらほど税金を払っていないと。様々な節税スキームを使ってこういうことをやつておるということです。合法といえども私は理解しておるんですけども。

そういうことで、これからEUの首脳会議でもこの課税逃れ対策を強化する方針を打ち出したと言つておりますし、また、OECDの閣僚理事会でも行動計画を作ると言われております。我が国としてもしっかりと対応する必要があると思うんですけども、是非、麻生大臣、こういうルールを作るのは欧米系なんですよ。彼らが勝手に作つておきながら、後でこういうことで自分たちで言つて、眞面目に我々日本はやつているわけなんですね。それとも、本当に穴だらけの実は税制が欧米ではまさか通りつているというのが現状です。

是非、日本の財務大臣として、しっかりとそれがいかがでしようか。

○國務大臣(麻生太郎君) 今年の五月のロンドン郊外でのG7の蔵相・中央銀行会議におきまして、その他の部分でこの租税逃れの話は日本から提案をさせていただいております、始まって以来のことだそうですが、ちなみに、OECDの租税委員長は今日本人です。選挙で選ばれた日本人がやつております。これが担当なんですが、そういう情報に基づいて、少なくとも今言われましたものほかに、例えばアマゾン・ドット・コムにしても、いろいろ企業があるんですが、ケイマン諸島だ、いろいろな島で、まあ島でつて、タックスヘイブンと言われる地域でそういうものがなされている状況は、少なくとも彼らが悪いんじやない、彼らは何の脱税もしていない、彼らはあは合法的におるのやと。合法的にさせておる理

由はここにいる七人の財務大臣がなつておらぬからである。中央銀行総裁は関係ない、財務大臣の責任でこれをきちんとすべきなんじやないのかと。

二つ目は、非常に問題があるのは、ああいうのがまかり通るということになると、日本でも幾つかの企業が本社をシンガポールに移したり、いろいろなことになつてきてるのは既に事実です。

から、そういうたよなものを考えるということの方が、税金の收入が減ることによって困つておる各G7の財務大臣は、この問題をきちんと取り上げないと、普通の人たちが、の人たちが税金払わないでいて何で俺たちが払わなかぬのやということになる方がよほど問題なんだ。

この二点考へてもらつてしかるべきだといって、私どもの方から発言をし、ドイツ、イギリスが直ちに呼応して、イギリスが議長をしておりましたので、記者会見はこの問題から最初に説明を開始して、そのとき一言も発言しなかつたアメリカが上院でアップルを最初に取り上げたという形になつてきたのですけど。これは、御存じのようになります。

そこで、この前も例に出しましたが、ハンガリーでは別名ボテトチップス税というのがございまして、やはりカロリーを取り過ぎるのは良くないということで、ボテトチップスに特別の税が掛かるそなんですね。私は、こういう考え方は一つあります。グッド減税、パッドラ課税、健康や環境にいいものは減税をする、そうでないものには税を掛けるという、こんなこれまでから税の在り方も私は一つではないかと思つております。

麻生大臣も、この社会保障費については非常にいろいろ発言をされております。例えば、一年間保険を使わなかつた方には、一人十万円、何か差し上げたらいんじやないかという、そういうインセンティブをあげればいいんじやないかというと聞いておるんですが、今首相官邸で何かお忙しいみたいなので、是非その身分をちゃんとしつかりしてあげて、このリーダーシップを發揮していただけるようにしていただきたいと思います。

では、最後の質問に、少しまつこれも視点が違う話でお話をさせていただきたいと思います。

今、一般歳出の中で国債費を除く最大の歳出は、これ社会保障費でございます。そういう意味で、非常にこの社会保障費をいかにコントロール

していくかというのが私は大事なことだと思っております。そういう意味で、ちょっと健康と税という関係で少しお話をさせていただきたいと思うんですけども。

最近、大手ファストフードチェーン店が、売上げが芳しくないということでメガボートという、これはどここの会社とは言いませんが、非常に大きなフライドポテトを発売をいたしました。これは

倍入つてしまいサイズになつております。何と一匹千四百四十二キロカロリーもございます。私は、このような商品を一人でがぶがぶ食べちゃうと、これはやっぱり将来まずいんじゃないかななど、こんなふうに思つております。

そこで、この前も例に出しましたが、ハンガリーでは別名ボテトチップス税というのがございまして、やはりカロリーを取り過ぎるのは良くないということで、ボテトチップスに特別の税が掛かるそなんですね。私は、こういう考え方は一つあります。グッド減税、パッドラ課税、健康や環境にいいものは減税をする、そうでないものには税を掛けるという、こんなこれまでから税の在り方も私は一つではないかと思つております。

麻生大臣も、この社会保障費について非常にいろいろ発言をされております。例えば、一年間保険を使わなかつた方には、一人十万円、何か差し上げたらいんじやないかという、そういうインセンティブをあげればいいんじやないかというと聞いておるんですが、今首相官邸で何かお忙しいみたいなので、是非その身分をちゃんとしつかりしてあげて、このリーダーシップを發揮していただけるようにしていただきたいと思います。

是非、そういう意味で、平成二十二年度の民主党の税制改正におきまして、今御指摘のような観点に基づいて、たしかあのときは国民の観点からたばこ税がたしか三・五円と一本当たりに行われたんだと記憶をいたしますけれども、いずれにいたしましても、いわゆるグッド減税とかパッド課税とかいろんな表現がよく使われるようになつておりますけれども、こういったものを考へるに当たりましては、これは課税に合理的な根拠があるかとか、それが公平と言えるかとか、また、どうでしようね、既存の税制との関係もあるでしょうし、それが一挙に経済がほんと冷えて経済が一挙にというような、いろんなことを何か考へていかないかぬところでしようけれども。

ボテトチップだけが出てきちゃうと、何となくちょっと待てといつて、ならば、ちょっとと名前は言いませんけれども、ほかの食べ物はどうやといふことになつてくるんだと思いますので、ボテト

ますから、コントロールするべきだと考へております。

そういう意味で、このボテトチップスの例を出しましたけれども、例えばこういう高カロリー的

なものに対する税の在り方なんかはどのように思われるか、ひとつ御見識をお伺いして、私の質問

を終わりたいと思います。

○國務大臣(麻生太郎君) 尾立先生、公共サービスといわれるようなものに関して、いわゆる必要な財源を確保するということは、これは物すごく大事なことだと思います。先ほどの国際的に節税をしているというか、抜けているところに関しても、あれはきちんとしたサービスという、ディス

トリビューション、配達ができるというきちんとしたシステムがあるからアマゾン・ドット・コム

は成り立つのであつて、そのシステムを提供して

いるのはその特定の国が提供しているんだから、

その特定のサービスを提供している国に対しても、それを利用しているのでしかるべき税金を払つて当たり前にやらないかというのが私らの言い分なんですね。

主党の税制改正におきまして、今御指摘のよう

な観点に基づいて、たしかあのときは国民の観点か

らたばこ税がたしか三・五円と一本当たりに行わ

れたんだと記憶をいたしますけれども、いずれに

いたしましても、いわゆるグッド減税とかパッド

課税とかいろんな表現がよく使われるようになつておりますけれども、こういったものを考へるに当たりましては、これは課税に合理的な根拠があるかとか、それが公平と言えるかとか、また、どうでしようね、既存の税制との関係もあるでしょうし、それが一挙に経済がほんと冷えて経済が一挙にというような、いろんなことを何か考へていかないかぬところでしようけれども。

ボテトチップだけが出てきちゃうと、何となくちょっと待てといつて、ならば、ちょっとと名前は言いませんけれども、ほかの食べ物はどうやといふことになつてくるんだと思いますので、ボテト

チップだけに限ると言わるとちょっとといかがなものかと存じますけれども。

いずれにしても、この種の健康管理にきちんと対応していく健康な人が払っている税金で、全くそういうことに無関心で飲みたいだけ飲んでいいかげんな健康管理で悪くなつたやつのいわゆる保険料、医療費ですか、そういったものは健康な人の方が払つておるというと何となく無性に公平感がないし、何となく甚だ不公平感を感じるのは多分皆同じようなものだと思いますので、やむを得ずなられた方とは別にして、きちんとそういういつたものに対応している人たちによりインセンティブを与えた方が、私は総合的には国家の歳出としてはそつちの方が少なくなるんじやないかなというのがこの間あの種の発言を申し上げた背景なんですね。

是非、県によつても、すごく医療費というのは各県によつてえらく差があるのは、その県の行政がそうなつてはいるのか、その特定医療地域でそういうことになつた、長野県なんかがそうなんですねけれども、そういう例とか、幾つも例がありますので、そこらも考へて、今後この医療費というものは止めどもなく大きくなつていくというのであれば、目的は何だと、これは平均寿命、昔は五十何歳だったのが今は八十だ七十だということになつてきたんですけれども、これは更に平均寿命を百にするつもりですかと、何を目的にされるんですかというと、こういう哲学も含めて考へないとこの種の問題はなかなか解決ができないのではないかというふうな感じはいたしております。

○尾立源幸君 ありがとうございました。

〔理事金子洋一君退席、理事尾立源幸君着席〕

○理事(尾立源幸君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、川上義博君、愛知治郎君及び古川俊治君が委員を辞任され、その補欠として白眞勲君、高階恵美子さん及び上野通子さんが選任されまし

た。

○中西健治君 みんなの党の中西健治です。

金商法等の改正の五つの項目、五つの柱のうち、本日は四つの項目についてできれば質問をさせていただきたいというふうに考えております。

まず初めに、金融機関の秩序ある処理の枠組みについてであります、先週の委員会でも、私は、破綻処理の費用負担について、銀行、保険などの業界ごとなのか、それともその業界を超えて金融全体で負担すべきなのかという論点について質問させていただきました。

もう一つの大きな論点として、事前積立てなのか事後徴収なのかということがあります。これはワーリンググループでもかなり議論はされておりました。

理論的な観点からいえば、破綻処理の費用負担というのは、事前にその破綻の可能性を高めるような行為を取る企業から徴収、積み立てておくことが費用の内部化につながってそのような行為を事前に抑止することになり、社会的には最適に近づきやすいということになるのかと思います。事後徴収の方がより現実的とされているようではありますが、むちやなことをやつて破綻する食い逃げ、フリーオプションというかフリーランチというふうな状況を招きかねないと私自身は考えております。

事前積立てではなくて、今回事後徴収としたことについて、理由をお伺いしたいと思います。

○大臣政務官(島尻安伊子君) 金融機関の秩序ある処理についての御質問でござります。

現行の金融危機対応措置と同様に危機対応勘定で管理をして、原則として金融業界の事後負担とすることと今現在はしていいるところでございます。金融機関の秩序ある処理は、日本の金融システムに著しい混乱が生ずる場合という場面に発動されるものでございまして、中長期的に発動がなされない可能性もございまして、事前積立てとし

の運用に関する問題などが生じるということです。

こうした点を踏まえまして、金融機関の秩序ある処理に伴う金融業界の負担については、事前積立てではなく事後負担とさせていただいているところでございます。

○中西健治君 その理由も分かるというところでございます。

まず一つ目として、この法案が想定するようなリーマン・ショックに比するほどの大きな金融危機が発生した場合にはどのようにして適切な、事後負担という場合でもどのように適切な事後負担

金の計算、配分を行うのかというのが大きな問題のうちの一つだらうというふうに思います。

そして二つ目が、先ほど申し上げた食い逃げの問題ということなんじやないかと思います。恐らく緊急時には、より健全であつて、資金、資本共に余裕のある金融機関への負担が重くなるということなんじやないかと思ひます。先ほどの社会保障の議論でもありましたけれども、頑張つてリスク管理などをやつて、健全だ、健康だというところにより多くの負担が行くのはやはり不公平なんじやないかということが二つ目。

そして三つ目、これは先週申し上げたことですけれども、業界をまたがつて費用負担をさせるところになると、例えば保険業界から銀行業界に危機の伝播が行われてしまう、それに政府が関与することにもなりかねない。こんなよう三つの潜在的な問題を抱えているんじやないかと思います。

そこで、麻生大臣にお伺いしたいと思うんですけど、この法律の本来の目的の考え方など、当然いざというときの処理方法の準備ということ

もあるかと思いますが、もう一つ大きなこととし

が、この法律の本来の目的の考え方など、

あるかと思いますが、もう一つ大きなこととし

ます。

○中西健治君 ありがとうございます。

次に、資産運用規制の見直しについてお伺い

たいと思います。

A I J の事業を踏まえた見直しということですが、法案を見ますと、現行の規制監督方針の小幅度修正にしか見えないというふうに思います。年金基金の資産運用に問題が発生した場合には、年生年金本体に影響が及びかねないということで

それについて、麻生金融担当大臣は、この法案が、法律が通ればそうした信頼感が醸成されるということになり得るとお考えになつていらっしゃるかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 今回御提案をさせておきますこの法案ですけれども、既存の制度では十分に対応できない金融危機というシステムの危機表現がありますけれども、これは国際的な合意というものをある程度踏まえて、前回のリーマン・ショックのときには、俺たちが問題だつたんではなく、あんたらが問題だつたんじやないかといふことをしつこく言って、そちらがきちんと対応すべきだということをしつこく申し上げてきました。

まず第一回として、この法案が想定するような

リーマン・ショックに比するほどの大きな金融危機が発生した場合にはどのようにして適切な、事後負担といふ場合でもどのように適切な事後負担

金の計算、配分を行うのかという点が大きな問題のうちの一つだらうというふうに思います。

そして二つ目が、先ほど申し上げた食い逃げの問題ということなんじやないかと思います。恐らく緊急時には、より健全であつて、資金、資本共に余裕のある金融機関への負担が重くなるということなんじやないかと思ひます。先ほどの社会保険の連鎖を起こして、クレジットランチ、信用収縮というもので機能を不全にするというようなことがあります。むちやなことをやつて破綻する食い逃げ、フリーオプションというかフリーランチといふふうな状況を招きかねないと私自身は考えております。

事前積立てではなくて、今回事後徴収としたことについて、理由をお伺いしたいと思います。

○大臣政務官(島尻安伊子君) 金融機関の秩序ある処理についての御質問でござります。

現行の金融危機対応措置と同様に危機対応勘定で管理をして、原則として金融業界の事後負担とすることと今現在はしていいるところでございます。金融機関の秩序ある処理は、日本の金融システムに著しい混乱が生ずる場合という場面に発動されるものでございまして、中長期的に発動がなされない可能性もございまして、事前積立てとし

てお伺いします。

A I J の事業を踏まえた見直しといふこと

があるかと思いますが、もう一つ大きなこととし

じやないかなと私自身は思います。
規則を強める、強化するということが必要なん
すので、もつと思い切って運用を制限するないし

例えば、運用対象から海外籍の非上場のものはもう全て除外するですか、関与できる運用業者、信託銀行などを全て国内に所在する業者に限定するぐらいの抜本的な改革をやるべきであると
いうふうに私は思います。

あのA-I-Jの事案でも、ケイマンが出てきたり、あとトラスティー、受託、信託が海外にあたりということで中身が分かりにくいということがあつたわけありますので、やはりこうした規制の強化ということはもつと思い切つてやるべきなんじやないかなというふうに思いますが、こちら辺についてはいかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) これはもう中西先生御存じのように、A-I-J関係という中で出てくる厚生年金の運用ということになりますと、これは私どもの所管ではなくて、これは厚生労働省の所管ということでもありますので、これを金融庁がちょっと差し込んでこれははと言うのはちょっとと適当ではないんだと思つております。

しかし、このA.I.J.事案の再発の防止ということは、これは極めて重要なものなのであります。それで、金融商品取引法の体系の中から少なくとも第三者によるチェックというものを有効に機能する仕組みを考えるとか、顧客が問題を発見しやすくする仕組みというものを含む再発防止というのを取りまとめ、順次実行に移していくところなんですが、これは年金基金においても有用なものだと私どもも考えております。

そして、厚生年金に対する規制の在り方に対しましては、これは厚生労働省においても検討が行われて、たしか昨年の秋だったと思いますが、オルタナティブな投資に関する留意事項の追加等々が加わって、基金の資産運用規制の見直し等々が行われておりますので、ちょっとと正直こつちの方そんな詳しく知らないんですけども、少なくとも前よりはそういったところが規制をされ

一つあるのかなと思っておりますし、ああいつた事件が起こした後、それに対してもやつておられるというようくに理解を厚生省の方でもやつておられるというふうに理解

そこら辺を是非私も共有させていただきたいといつもりで質問させていただきました。

すけれども、今では個人金融資産が一千五百白兆とかいうことになりますと、投資信託の比率が増えてくるということになつておるんですが。

○中西健治君 厚労省の方でも多少規制は強めている、あと運用対象についても多少の、まあこれまでとは違った対応をしようとはしておりますけれども、ただ、今回の法改正におきましても、厚年基金は雇用者から見れば受託者、運用している人たちでありますから、今回の法改正でプロになれる、特定投資家になれる要件を限定するということが入っています。入っておられますけれどもそもそも運用体制が整備されていくなくてプロになれないような、プロ成りができるないような厚生年金基金が存続するということについてどう金融担当大臣としてお考えになるのか、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(麻生太郎君) なかなか痛いところなんですが、これは厚生年金基金がプロ、プロつて特定投資家と訳すのかな、特定投資家といふようなものになるための要件は限定することとしているというようくに今度の改正法案でなつておるのは知っておりますが、その結果、いわゆる特定投資家として取り扱われない厚生年金基金が存在し得るということになるんですね、これは。そうすると、その適否は厚生年金基金制度の在り方にかかる問題になりますので、率直なところ、これは再び私どもの所管外ということになりますので、ちょっとコメントを差し控えさせていただきますが、ことになるうと思いますが、いずれにいたしましても、今国会で厚生年金保険法等の一部を改正する法律案というのが提出をされておりますので、この法案の中で制度全体を縮小させるなどの処置が一応とられているというように私どもは理解をいたしております。

○中西健治君 厚年基金制度については厚生所管ですから、また別の機会に質問ができたらしてみたいなどというふうに思いますが、金融庁としてこの法案の中で制度全体を縮小させるなどの処置がやはり問題意識は持っていると思いますので、

先週の参考人質疑でも取り上げさせていただいだところですが、最近の投資信託商品、非常に複雑なもののが増えております。通貨選択型やカバードオプション戦略とか、こういうのを組み合わせて三階建てと、こんなような商品も出ておりまして、こんなものを、特に金融資産を持つている方は高齢者が多いですから、なかなか商品性、理解できないんじゃないかなというふうに思います。さらには、その商品についてプレミアムという名前を付けている商品がたくさんあります。プレミアムというのは日本語で片仮名で言うと何かいろいろなもののように聞こえますけれども、実はオプションの権利を売ったそのオプション料の算証ということになりますので、商品性を誤認させられるような名称を用いているんじゃないかなというぐらいに思います。

さらに、説明書、目論見書を見ると、全然、自信で持っている、ファンドで持っている商品と関係のない通貨の売買を行うのを為替ヘッジと称して説明を行っている。これを指摘したところ、投信協会の会長は、さすがにこれは良くないというので、最近、ごく最近になって為替取引という説明に変えました。こんなようなことでありますけれども、非常に不適切な勧誘ということが行われているんじゃないかなというふうにも思います。

こうした投信商品の現状についてどう思うかとおどり、非常に不適切な勧誘ということが行わっているんじやないかなというふうにも思いますが、どういう方針で臨まるのか、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(麻生太郎君) 投資信託というものが、そうですね、中西先生、これはやっぱりみんなの口からストックにかなり資産をある程度持たれた方々の絶対量が増えているんだと思いますね。私たちのときにはやっぱり投資信託というのは、そんなに大きな量を占めるものはなかつたん

結果として、信託の中にも、今までの信託みた
いな簡単なものじゃなく、物すごくいろんな種類た
が増えてきて、とても理解が不能、私もともと理解
が不能な、何のことか意味するのかよく分から
ぬ商品がいっぱいあります。もうあそこに行くく
びっくりするぐらい出てきておりますので、今度
の、何でしたつて、千五百万円を限度にして孫に
という話の、あれの種類だってうわっとあって、
何かどれでもみんなすごいことになつてゐるとい
うのが、ああいうのを見ますと、やっぱり証券会社
による商品の説明とか、また投資家の理解を求
めるという必要性というのはこれはもうますます
重要になつてきて、何となくよくよく
訳の分かつておらぬような方に立派なものによ
うな、売り付けるような話になりますと、これは投
資信託の信用がなくなるということになると、こ
れは金融全体に与える影響にも非常に大きな影響
が出ようと思いますので、この商品の規制に当た
りましては、商品の内容とか運用状況に関する投
資家への情報の提供というものをより分かりやす
い形で一層充実させるということが一番重要ななん
だというように思つております。

ぱつと投資信託市場が縮むというようなことがあります。いような形で対応していくと、配慮をしていくのは、これは我々もそうすけれども、投資信託自体が一番やらないかぬところなどと、私はそう思っております。

○中西健治君 商品内容、商品性についての規制というのはなかなか難しいだろうと思います。しかし、商品の名称ですかとか説明の仕方ですかとか、そうしたものが紛らわしいということについては、大いに規制ができるんじゃないかなというふうに思いますので、そのところは是非厳しくやっていただきたいというふうに思います。

続きまして、J-REIT、REITについてお伺いしたいんですけど、J-REITは元々大きな問題が指摘されています。それは、スポンサー企業と、あとその運用する企業が関連企業であるということがあります。

不動産会社、どこかの何とかビルとか何とか不動産が持つて不動産を売却して、それがJ-REITの中に入ってくるということで、不良債権処理商品だと、こんなようなことを言う人もいます。要するに、その間の利益相反ということが起こりかねないということです。これは、他のREIT先進国とは違う形態になってしまって、これは税制上の問題等が一番初めにあってというところですけれども、この利益相反というのを大変多くありますし、市場関係者も思っている人は大変多くあります。

今回、法改正によって、利害関係人との取引については事後報告ではなくて事前承認の形になるということですが、多分同じような問題意識を共有しているんじゃないかなと思いますが、今回の法改正に当たっての問題意識と、あと今回の法改正での効果が期待されるか、お伺いしたいと思います。

○大臣政務官(島尻安伊子君) J-REITの運営については、その人員やそのノウハウとか投資対象物件の提供などの面で、スポンサー企業が重要な

な役割を担っているということを承知をしているところでございます。こうしたスポンサー企業の影響力が大き過ぎると、当該企業との間で投資家の利益にならない不動産取引が行われるおそれがあるという御指摘もなされているところでござります。

まさに中西委員御指摘のように、今回の改正案では、このスポンサー企業も含めて、利害関係者との重要な不動産取引についてJ-REITの役員会の事前同意を義務付ける予定になつております。なお、このJ-REITの役員会は、独立性の確保をされた監督役員が過半を占めることとされておりまして、こうした役員会の事前チェックを通じて、投資家の利益にならない不動産取引が行われることを牽制する効果があるというふうに考えられております。

○中西健治君 市場の健全な発展のためにも、今言つた、もう問題意識は共有させていただいていますけれども、この問題についても是非引き続き注意していっていただきたいというふうに思いました。

五%ルール等について質問しようと思いましたけれども、ほとんど時間がなくなつてしまつたので、私は今回の質問はこれで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○理事(尾立源幸君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、中山恭子さんが委員を辞任され、その補欠として水戸将史君が選任されました。

○広野ただし君 生活の党の広野ただしです。この金融商品取引法改正案も、金融の危機管理対応ということも非常に大切な案件として盛り込まれていると思います。

内閣総理大臣が特定認定あるいは特定管理といふようなことも行えるということではありますけれども、問題は、そのときには、その業務の継続計画、いわゆるBCPと称する、ビジネス・コ

では、金融システムの情報関係ですね。情報システム、二〇〇一年の九・一のときに、ニューヨークの金融機関あるいは証券市場というのは、その利益にならない不動産取引が行われるおそれがあるという御指摘もなされているところでござります。まさに中西委員御指摘のように、今回の改正案では、このスポンサー企業も含めて、利害関係者との重要な不動産取引についてJ-REITの役員会の事前同意を義務付ける予定になつております。なお、このJ-REITの役員会は、独立性の確保をされた監督役員が過半を占めることとされておりまして、こうした役員会の事前チェックを通じて、投資家の利益にならない不動産取引が行われることを牽制する効果があるというふうに考えられております。

○中西健治君 市場の健全な発展のためにも、今言つた、もう問題意識は共有させていただいていますけれども、この問題についても是非引き続き注意していっていただきたいというふうになつております。

○國務大臣(麻生太郎君) 非常時のときのネットワークの話ですけれども、これはもう御存じのように、あの種の事件、あの種の事件というのはどういうの種の事件かと言われたら、まあ一番目立つたのは多分九・一が一番激しく目に見える形だったと思いますが、その後リーマンの話も似たような話でしたし、そのまた前で言えば、九七年の金融危機も似たようなものが発生しておりますけれども、このときの決済のネットワークのシステムといふものが、これは平時から常に業務の継続がずっと維持できるような、これははある程度、システムはこうなつていますといったって、訓練しながら、いざとなつたときに本当にやれるかといつたら、僕は分からぬと思っておりますので、いざというときにちゃんとやる訓練はふだんからやつておく必要があるのではないかと。したがつて、金融機関においては、バックアップセンターを用意して有事の際に速やかに切替え可能な体制を整備するというのを今してあると言ふんですけれども、問題は、そのときには、業務の継続計画、いわゆるBCPと称する、ビジネス・コ

ンティニユイティ・プランと称するあれですけれども、を策定して、訓練など実効性のあるものをきちんととやつておかないと駄目だということを申し上げてきております。

また、金融機関においては、これは当然のことになりますが、そういう意味で、この間の参考人質疑の中でも金銀協会長にお聞きをしましたら、東西で、東京関係そして関西関係でバックアップ体制はやつていると、こういうことであります。

個々の金融機関についてのバックアップ体制、それと全体システムとしてのバックアップ体制、これがまさに大事なところで、金融機関関係、ここもまた金銀協会関係だし、地銀関係あり、信金関係ありと、いうようなことになつております。そしてまた、証券もどうなつているのか、また投資信託関係も、まあ、投資信託、証券関係は参考人質疑でもお聞きしましたが、大臣からお聞かせいただきたいたいと思います。

○國務大臣(麻生太郎君) 非常時のときのネットワークの話ですけれども、これはもう御存じのように、あの種の事件、あの種の事件といふの種の事件かと言われたら、まあ一番目立つたのは多分九・一が一番激しく目に見える形だったと思いますが、その後リーマンの話も似たような話でしたし、そのまた前で言えば、九七年の金融危機も似たようなものが発生しておりますけれども、このときの決済のネットワークのシステムといふものが、これは平時から常に業務の継続がずっと維持できるような、これははある程度、システムはこうなつていますといったって、訓練しながら、いざとなつたときに本当にやれるかといつたら、僕は分からぬと思っておりますので、いざというときにちゃんとやる訓練はふだんからやつておく必要があるのではないかと。したがつて、金融機関においては、バックアップセンターを用意して有事の際に速やかに切替え可能な体制を整備するというのを今してあると言ふんですけれども、問題は、そのときには、業務の継続計画、いわゆるBCPと称する、ビジネス・コ

ては、先ほども申し上げたB.C.Pをきちんと策定して、ビジネス・コンティニュイティ・プランをきちんと策定して訓練等々による実効的なものもちゃんとやつておいてもらうということを言つた上に加えて、何といつてもインターネット銀は有人店舗が少ないわけですから、そういう特性がありますので、これを踏まえてバックアップシステムへの切替え中においても、店頭でいわゆる受け払いや為替の送金や他の金融機関で迅速にできるようにふだんからやっておかないと、手続をいろいろ、そのときになつて手続はどうしまようかじや話になりませんよということも申し上げてきておりまして、いずれにいたしましても、これはインターネットに限らず普通の通常の銀行も、信用金庫も含めまして、全銀行でこれは常日ごろからモニタリング等々、実験等々をやつていかないとなかなか、いざといったときには後手に回るということを御指摘なんだと思いますので、私どももそう考えて、その点を指摘してきておるところであります。

【理事尾立源幸君退席、委員長着席】

○広野ただし君 それと、この金融というものは、まさに経済の血液であり大事なものであります。もうこういう情報システムで、ワンクリックで世界中飛び回るという状況になつています。この間も申し上げましたが、ファンドですね、ファンドも、事業再生などでベンチャーエンジニアリング育成ですとか、いいファンドと、まさにマネーマネージメント的ないうファンドがある。こういう中で、やっぱりマネーマネージメントを助長するようなことというの思つておるところですが。そういう中で、国内系ファンド、国内運用的なものは十七、八兆円だということです。まあこれも何か実態把握が十分になされていないようですが、しかし年一回報告があると、特に公募ファンドについてはですね、ということのようであります。

しかし、じゃ、外国ファンド、まあ二兆ドル、五百兆から二百兆、世界中こういうファンドが

あるというわけなんですが、そこについての情報を開示というのも、これが全くないといいますか、ありますので、これを踏まえてバックアップシステムへの切替え中においても、店頭でいわゆる受け払いや為替の送金や他の金融機関で迅速にできるようにふだんからやっておかないと、手続をいろいろ、そのときになつて手続はどうしまようかじや話になりませんよということも申し上げてきておりまして、いずれにいたしましても、これはインターネットに限らず普通の通常の銀行も、信用金庫も含めまして、全銀行でこれは常日ごろからモニタリング等々、実験等々をやつていかないとなかなか、いざといったときには後手に回るということを御指摘なんだと思いますので、私どももそう考えて、その点を指摘してきておるところであります。

○國務大臣(麻生太郎君) 広野先生御存じのように、今回のこの金融商品取引法では、いわゆるファンドを含めまして、市場関係者に対して、相場の操縦とかインサイダー取引などは禁止する一方で、いわゆる株式などを大量に保有する場合

は、一定規模以上の空売りを行つてきているところであります。

これに加えまして、グローバルに活動するいわゆるファンドに対応するために、これは日本だけではとても対応できる話ではありませんので、これは国際的な連携が必要ということです、これは特にリーマン・ショック以後だたと記憶しますけれども、サミットなどにおける議論にこれまで日本も、これは多分日本が一番積極的に参加した

ところで、もう一つ、いざ、この金融危機のときの特定認定の中で、法律で金融機関あるいは証券をしてまた保険ということになつておりますが、そのほかに政令指定ということになつております。我が国の金融システムにおいて重要な地位を占める者に対する政令で定める者、こういうこと

とでありますか、最近いろんな意味で新商品が、金融商品がいっぱい出てきています。

先ほどもありましたJ-REITですね、現在八兆円、九兆円になつていて。大部分は健全なものだと思いますが、実際、例えばアメリカでサブプライムローンということでまさにリーマン・ショックが起きたときには、返せない人たちにまでプライムに準じた金利でやつていて、それを幾つも分けたリスク分散してやつた商品が、いや、安全ですからと言つていたのが、ベクトルがそろつたときはどんどんと行つちやうと。こういうことは考えにやいかぬところだと思つております。

いずれにいたしましても、このファンドのグローバル化に伴いまして活動も極めてグローバルになつてきておりますので、市場の影響については、これは今後とも日本なりG8、まあOECD加盟国とのところぐらいまでは、これは物すごく往来するところが激しいところでもありますので、こういったところと連携を図つて、先ほどちょっと

あるというわけなんですが、そこについての情報開示というのも、これが全くないといいますか、ありますので、これを踏まえてバックアップシス

ト。

○広野ただし君 まさに大切なところで、国際協調で何とかいいファンドの動きはやつてもらいたい

のですが、まさにマネーマネージメントで、特に小さい国へ行つて荒らし回るという、日本はそれなりにずうたい大きいですから、それでもこの最近の為替相場あるいは株式市場の乱高下を見ますと、いろいろな意味でそういうマネーマネージメント的なものが随分含まれているんじやないかと、こう思つていてわけなんですが。

す。

○國務大臣(麻生太郎君) 政令指定の範囲のお話ですけれども、これは市場発の金融危機、市場から出てきた金融危機に対して金融システムの安定を図るために、これは金融業全体を対象とすることは基本としておるんすけれども、その上

で、今回の枠組みを準備する必要性とか通常の金融監督というものを通じた良心、モラルハザードの低減ということを考えながら、これは金融グループ単位で一思考えてきておるところでもある

んですが、対象範囲として、今言われましたよう

に、金融システムにおいて重要な地位を占める者を政令としてということで対象とし得ることといつておりますが、この範囲の話ですけれども、これは国際的な議論も踏まえてちょっと検討していかねばいかぬところだと私も思つております。

お尋ねのこのフォーリンエクスチエンジ、FX業者というんですが、この外國為替の業者とかJ-REITなどにつきましても、これは政令で指定することによって今回の枠組みの対象とするということを今現在想定しているわけではございません。しかし、これはどうなつてくるかをもうちょっと見極めないかぬかなという感じはいたしましたので、関心を持つて見ておかねばなりません。しかし、これはどうなつてくるかをもうちょっと見極めないかぬかなという感じはいたしましたので、関心を持つて見ておかねばならない対象だと思っております。

い。

○広野ただし君 やっぱりツーピッグ・ツーフェールで、非常に大きなものはその社会的影響が大きいから、倒すに当たつては、破綻処理に当たつてはですね、ですから倒せないんだと。これはやっぽり大変なモラルハザードを起こすわけ

で、この間も申し上げましたとおり、じゃ、中小企業は何の突つかい棒もないわけですね。ですか

ら、そういうところにおいては社会的公正がもう

誠に欠けるわけで、現に、今言つたような政令指

定については非常に慎重にしていかないと大変な

モラルハザードが起こるというふうに思ひます。

それと、金融は、先ほども申し上げましたけれども、経済の血液であります。そういうところはあります。ですが、やっぱりマネーレース的な、そしてグローバルな動きの中でもそういうことを助長するようなことがあってはならないんじゃないかと。実体経済がそれによって物すごく振られて、なかなか実体経済が発展しないというようなことがやつぱりあると思うんですね。

欧米系は、これはもうマネーレースであろうと何だろと自由に発展をすればいいんだと、非常にある意味では短視眼的な見方が私は多いんじゃないかと思うんです。しかし、日本は中長期的な考え方でやつぱりしっかりと発展をしていく、そのためには金融も、いろんな潤滑油的な、血液として、そしてまた下支えをすると、こういうまさに共存共榮の考え方があつたと思うんですね。

しかしこれが、世界的なグローバルファンダードで大いにそれが振り動かされて大変な事態にやつぱり陥ることがあるので、私は、日本型の、世界中駆け回る、そういうマネーレース的なものはやっぱり何らかの形で、助長は絶対にしないという方向で、昔、金融立国という言葉がありました。金融もそれなりに稼ぎ出すということでは大事ですが、それをずつとやっていきますと、まさにそのマネーレース的なものを助長するという世界になつて、今もアベノミクスで一部、株の売買は非常に盛んになつて拍手喝采をしておられる方はありますけれども、それがもう非常に過大になりますけれども、それはそれで、今までの金融商品取引法に関するところなので、全体的な思いを大臣から伺いたいと思います。

○國務大臣(麻生太郎君) やつぱり我々が学校で習った経済とは全然違つたものになつてきたのが最近の経済だと思っております。

少なくとも、日本の経済見ましても、どうでしよう、広野先生、武村正義大臣のときに、財政破綻ということを最初に使われたのはあの方

だと思いますが、あのとき、日本は、たしか四百五十兆円ぐらいの国債の借りただと思っております。GDPは五百兆変わつております。それが今は約九百兆ということになつて倍といふことになつておるんですが、いわゆるGDPで、円で換算すると少し下がつておりますけれども、この売上げの方は相変わらず五兆ドルぐらいで、円で換算すると少し下がつておりますけれども、それで借入れの方は倍に増えたら普通は金利が上がるんじゃないですかね、我々習つた経済学ではそういうことになつておるんですが。あのころ、五、六%あつた金利は今は〇・八とかいうことになりますと、十分の一とか九分の一ということになりますと、これは明らかに常識とは違つたルールで事は動いておるという実態で、お金がお金を生むということになつてきて、物すごい勢いの金が動いて、金が金を生んでこつち行つたりこつち行つたりということによつて影響を受ける実体経済、物づくりとか製造業とか、そういうことになりますと、これは明らかに常識とは違つたルールで事は動いておるという実態で、お金がお金を生むということになつてきて、物すごい勢いの金が動いて、金が金を生んでこつち行つたりこつち行つたりといふことは、生き馬の目を抜く世界なのかもしれません。ところが著しく影響を受けるというのが一点。

もう一点は、そちらの方が何となくうまいことなつてきたりするようなことになる影響といふ点もこれは考えにやいかぬ。

いろんな波及効果が出ようと思ひますので、その点に関しましては、今後とも日本としてあるべき形というのは十分に考えて対応していくしかないけれども、我々としては、ある日突然に、余り慣れない運営委員会のやり方は大変まずいんではないかと見せていました。ただ、そうはいつても運営委員会の見解も聞かなければいけませんので、一枚目に昨日付けて運営委員会に対する質問書ということで、現地に入つて疑問に思つたことを質問書として出させてもらいました。金融庁を通じて質問書を出しました。

○委員長(藤田幸久君) 広野さん、時間でございまますので、おまとめください。

○広野ただし君 やつぱりマネーレースで、まさに強欲資本主義というような、もうかれはいいと大門実紀史君 大門でございます。

法案に入る前に、前々回取り上げさせていただきました被災者の二重ローン、住宅ローンなどの債務の減免のための個人版私的整理ガイドライン問題を少し取り上げさせていただきたいと思います。

今お配りしている資料の一枚目に、債務整理の成立件数が相談の件数に比べてまだ少ない、そんな中で、前回取り上げましたけれども、このガイドライン運営委員会による被災者の方々の申請拒否、水際作戦というものが行われている問題でございます。

仙台弁護士会がこの運営委員会に対し抗議声明を出すという前代未聞の異常事態になつてゐるわけです。金融庁に前回、調査を要求いたしました。

仙台弁護士会がこの運営委員会に対する抗議声明を行つてまいりましたけれども、仙台弁護士会の皆さんは、被災地ということもあつて一生懸命被災者のために、生活支援のために頑張つておられます。様々な事実証拠といいますか書類も見せていただきましたけれど、どう見てもやはり運営委員会のやり方は大変まずいんではないかと私自身も思いました。

ただ、そうはいつても運営委員会の見解も聞かなければいけませんので、一枚目に昨日付けて運営委員会に対する質問書ということで、現地に入つて疑問に思つたことを質問書として出させてもらいました。金融庁を通じて質問書を出しました。

要するに、先に一千万円払う確約をしないと相談に乗る弁護士を紹介しないとか、やはり異常なことでございまして、スタンスが被災者じゃなく金融機関の側に立つてゐるにしか思えない

事例が幾つもありますし、この運営委員会が、お

に、また人も大切にして、自由で公正で、私は共生だと思いますが、自分独り勝ちして税金は払わないというような、こういうものを助長しないように是非よろしくお願いしたいと思います。

○大門実紀史君 どうございました。

法案に入る前に、前々回取り上げさせていただました被災者の二重ローン、住宅ローンなどの債務の減免のための個人版私的整理ガイドライン問題を少し取り上げさせていただきたいと思います。

たくさんありますし、相談に乗つてきた弁護士さんがそういう運営委員会のやり方に異議を申し立てますと、運営委員会が委嘱を撤回して東京の弁護士に新たに頼んで、その弁護士が運営委員会の意向どおり取下げの文書を出すというようなことでも、事実を確認してまいりました。そういう疑問点を運営委員会にただすための質問書でござります。

一点点、二点だけ確認しておきたいんですけれども、そもそも、別に被災者の方々は、自分の住宅ローンの債務を何とか減免してほしいとか、いろいろ、減額してほしいとかあるいは返済を考えほしいとか、そういうことはそもそもこの運営委員会を通さなくて自分で直接金融機関とやることとは可能だと思ひますけれど、いかがでしようか。

○政府参考人(細溝清史君) 個人版私的整理ガイドラインにおきましては、債務者が債権者である金融機関に対して直接債務整理の申出を行うことがあります。それでも、直接金融機関と相談し合えるんじやないですか。

○大門実紀史君 いや、私が聞いているのは、この運営委員会を通さなくても、ガイドライン通さなくて、直接金融機関と相談し合えるんじやないですか。

○政府参考人(細溝清史君) 直接と申し上げましたが、言葉足らずでございまして、運営委員会を経由することなく直接申し出ることもできることがあります。

○大門実紀史君 したがつて、この運営委員会が、出てきた申請を運営委員会が金融機関にも相談もしないで取り下げるということは、権限違反です。本人の権利を運営委員会がシャットアウトしているわけですね。これおかしいんですよ。この運営委員会が取り下げるということはです。

したがつて、そこに入った無担保債権については、債権者については、債権カットなどの責任を取らせないということになる可能性は否定できません

いと思うんですけれども、いかがですか。
○政府参考人(森本学君)お答えいたします。

重要な市場取引の定義でございますが、これは今回の法律上、今回の措置が講じられない場合に我が国の金融システムの著しい混乱を生じさせることのあるものとされております。

具体的には、金融取引の内容を毀損した場合の第三者に与える影響、金融機関相互の資金関係、金融市場の動向等を踏まえまして、問題が起こった時点で判断されることになるわけでございま

す。
なお、一般債権について保護されることになるのではないかという御指摘でございますが……
(発言する者あり)無担保の一般債権。これは今回の枠組み全体が金融市场における連鎖的な混乱の防止ということでございます。したがいまして、述べましたような法律の定義に従いまして、市場の混乱を防ぐために必要不可欠なものをその時点で判断していくことが基本的な考え方でございます。

○大門実紀史君 森本さん、長々答えられますが、私の聞いたことには一言も答えていないんですね。

私が言っているのは、この法的なペイルインという国際的な流れに即してどうなのかと聞いているわけで、これは金融システムを守るためですなうわけで、これは金融システムを守るために、そんなこと聞いてないじゃないですか。その上での方策として、ペイルインでやつぱりきちつと責任を取つてもらおうという流れの中で、これを取らせんですかと聞いているわけですよ。だから、それを取らせない場合があるわけですよ、そういうことですよね。

法的ペイルインについては、先日、この参考人のときに、金銀協の代表も別に受入れを否定しているわけじゃない、研究して対応すべきときはしていきたいということをおっしゃっていますか

ら、麻生大臣も前回、一つの研究テーマとしては、考えなきやいけないということを言われているわけだから、否定しないできちつと考えていくべきだということを再度改めて申し上げておきます。

もう一つは、この政府案は、損失負担を事後的に金融業界に求めるとはしておりますけれども、例外的に政府補助、つまり税金投入にも道を開いているということですね。これ、どういうケースかということで衆議院で質問がありましたけれども、例外的に、金融業界の事後負担が原則なんだけれども、その事後負担を徵求すると、請求すると金融機関の財務状況を著しく悪化させて金融システムに混乱を生じる場合がある。こういう場合は政府がお金を出しますということですね。

これ、よく考えてみたら、こんなことあり得る

んですか。だって、変な話でしよう。金融システムの混乱をさせないように公的資金を投入して安定させて、その後、損失が、全部じゃないですかね、損失が出たものだけ、だから全額じゃないですね、公的資金のですね、それを中長期的に負担、分担してもらう話なのに、その負担をしてもらうことによってまた金融システムが不安定になると。それはどう考へてもあり得ない混亂になると。それで損失を中長期的に負担してもらうわけ

でしょう。それでまた混亂を招くなんて、これは金剛論理矛盾で、あり得ないと思うんですよね。もう時間ないので、聞くと長々ほかのことと言うと思うので、最後ですから麻生大臣にお聞きしたいんですけど、私は、この税金投入の仕掛けといふのは今回要らないんじゃないとか。これを置いたところによつて安心させるんだというよう

いふのは、御存じのように、サブプライムローンに引っかかったという例は、一部ありましたけれども、まあ英語ができなかつたのが一番大きな理由なんですが、私は、この税金投入の仕掛けといふのは今回要らないんじゃないとか。これを置いたところによつて安心させるんだというよう

いふのは、御存じのように、サブプライムローンに引っかかったという例は、一部ありましたけれども、まあ英語ができなかつたのが一番大きな理由なんですが、私は、この税金投入の仕掛けといふのは今回要らないんじゃないとか。これを置いたところによつて安心させるんだというよう

いんじやないかと、時代は変わつたんじやないかと思うんですけれど、最後にいかがでしようか、大臣。

○国務大臣(麻生太郎君)これは御指摘のありますように、金融機関のいわゆる処理、いろいろな秩序を伴う処理の費用負担につきましては、これは基本的に金融業界の事後負担というものを原則としております。これはもうここに書かれておるとおりであります。

これによつて、問題は著しい金融システムの混乱の生じるそれが出した場合に政府補助も可能にしているということでありまして、多分これの一番極端で分かりやすい例といったら多分アイルランドだと思いますけれども、アイルランドは政府として、財政としてみれば、国债の比率は二〇%以下だったと記憶しますけれども、そういう健全な財政だったんですが、アイルランドにあります全銀行が漏れなく例のサブプライムローンに引っかかつて全銀行破産、全銀行破産したわけであります、即で。したがつて、金の引き出しはできな

い、何はできないつてえらい騒ぎになつて、結果としてアイルランドは財政破綻。なぜなら、その全銀行の金を政府が保証したからです。そして、預金者のあれを保護したというのがあのときの経緯だったと思いますが。

あれは極端な例だと想いますが、

場合は、御存じのように、サブプライムローンに引っかかったという例は、一部ありましたけれども、まあ英語ができなかつたのが一番大きな理由なんですが、私は、この税金投入の仕掛けといふのは今回要らないんじゃないとか。これを置いたところによつて安心させるんだというよう

に配慮してやらせていただかねばならぬ・さよう思つております。

○大門実紀史君 終わります。

○委員長(藤田幸久君)他に御発言もないようで、それより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○大門実紀史君 本法案に反対の討論を行います。

本法案には、公募増資インサイダー取引行為の規制強化、A.I.I.投資顧問事業を踏まえた規制強化など賛成できる内容もありますが、重大な問題点も含まれております。

その第一は、国際合意の破綻処理制度である法的ペイルインが採用されていないことです。

法的ペイルインは、破綻金融機関の株主や無担保債権者に損失を負担させるもので、負担の優先順位を事前にルール化し、必要ならば公的資金で補う仕組みです。再発防止のため、危機を招いた当事者への自己責任原則を徹底する立場を貫いております。

ところが、今回の政府案は、危機に際して政府の判断で括弧付きの重要な取引を保護し、残りを倒産処理に委ねるもので。これでは行政裁量により無担保債権者が損失負担を免れることができるもので、自己責任原則が骨抜きにされてしまうことがあります。また、破綻前の段階で株主など

の負担を求めず、公的資金による資本増強の仕組みがありますが、これも自己責任原則を逸脱するもので。

問題点の第二は、危機に際し、例外的としつつ政府補助、すなわち税金投入の仕組みを残し、さらに銀行以外の金融機関にも広げたことです。破綻に何ら責任のない国民に負担を転嫁する危険性のあることから、賛成することはできません。

以上、反対討論いたしました。

○委員長(藤田幸久君)他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

G20の流れがあつてきてるわけですから、わざわざここにまた税金投入のほとんど可能性のない背景だと思いますが。

おつしやるよう、公的資金があると安易に頼ることになつてモラルハザードを来すのではない

かという大門先生の御指摘というのは、これは大変重要なところでありまして、今後ともこれらの規制を運営していくに当たりましてはその点を十分

これより採決に入ります。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田幸久君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、金子洋一君から発言を求められておりますので、これを許します。金子洋一君。

○金子洋一君 私は、ただいま可決されました金融商品取引法等の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 実体経済を支えつつ、成長産業として経済をリードするという我が国金融業が異たすべき役割を踏まえ、金融機能の安定、市場の公正、利用者の保護等に万全を期すとともに、我が国金融資本市場の国際的な魅力を高め、アジアのメインマーケットたる市場を実現するための取組を推進すること。

一 公募増資に関連したインサイダー取引事案が、我が市場の透明性、公正性に対する信頼を揺るがすものであることに鑑み、不公正な取引等を未然に防止するべく、自主規制機関や金融商品取引所を含めた関係者との連携を図りつつ、本法による規制の運用に万全を期すこと。

一 AII-投資顧問による年金資産運用問題と同種の事案の再発を防止するため、本法による罰則の強化等資産運用規制の見直しを厳正に運用するとともに、近時の事例等も踏まえ、本法による見直しの対象とならない業者の規制についても、実効性ある投資者保護に資する対策を引き続き検討すること。

一 証券・金融と商品を一体として取り扱う統合的な取引所の創設が、我が国市場の国際競争力の強化及び利用者利便の向上を図るため

に重要な取組であることに鑑み、金融庁、農林水産省及び経済産業省が連携して、取引所等の関係者に対し一層の取組を促すなど、そ

の早期実現に向けて取り組むこと。

一 中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の期限到来後に

おける中小企業金融の円滑化に関しては、関係省庁において取りまとめられた総合的な対策を引き続き推進するとともに、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮と合わせて、株式会社地域経済活性化支援機構を始めとする関係機関との協力の下、中小企業者等の事業再生等に向けた取組の強化を図ること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(藤田幸久君) ただいま金子君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田幸久君) 多数と認めます。よつて、金子君提出の附帯決議案は多數をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対して、麻生内閣府特命担当大臣から発言を求められておりますので、この請願の趣旨は、第一九〇号と同じである。

第一一〇四号 平成二十五年五月三十日受理

第一一〇三号 平成二十五年五月三十日受理
消費税増税の中止に関する請願

請願者 長野県飯田市 小森美彦 外六百
紹介議員 山下 芳生君
七十九名

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第一一〇四号 平成二十五年五月三十日受理
消費税増税撤回に関する請願

請願者 大阪府八尾市 大芝佑希 外百六
紹介議員 山下 芳生君
十五名

この請願の趣旨は、第一九〇号と同じである。

第一一一五号 平成二十五年五月三十日受理
消費税増税中止に関する請願

請願者 大阪府八尾市 大芝佑希 外五十
紹介議員 山下 芳生君
名

この請願の趣旨は、第一九〇号と同じである。

第一一一五号 平成二十五年五月三十日受理
消費税増税中止に関する請願

請願者 大阪府八尾市 大芝佑希 外五十
紹介議員 山下 芳生君
名

この請願の趣旨は、第一九〇号と同じである。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田幸久君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午前十一時五十二分散会

況に加え、東日本大震災・福島第一原発事故の復興は進まず、被災者や国民の暮らしは耐え難い状況である。働く者の年収は減り続けており、地域経済を支える中小企業の倒産・廃業も後を絶たない。経済的理由により必要な医療にかかれないと増えており、患者・国民の健康状態は悪化している。消費税を引き上げれば、暮らしが成り立たなくなり受診抑制は一層進行し、消費はますます落ち込み、地域経済は大打撃を受ける。税収は増えどころか減少し、国の財政を更なる危機に追い込むことは必至である。

については、次の事項について実現を図られたい。
一、消費税増税を中止すること。

六月七日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税増税の中止に関する請願(第一一〇三号)

一、消費税増税撤回に関する請願(第一一〇四号)

一、消費税増税中止に関する請願(第一一一五号)

一、消費税増税を中止すること。

平成二十五年六月二十一日印刷

平成二十五年六月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇